



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成28年度長野県庁舎等清掃作業委託

(2) 役務の特質

長野県庁舎(本館、議会棟、西庁舎、東庁舎及び妻科庁舎をいう。以下同じ。)及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁舎及びその構内

(5) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(「総合評価一般競争入札」という。)により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める申請書及び入札書を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時まで

に2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasika.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026-235-7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026-235-7045

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 申請書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成28年2月16日(火) 午後5時

郵送により申請書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、平成28年2月16日(火)午後5時必着とします。

イ 提出場所 4の場所

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月24日(水) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年2月2日(火)午後5時までに、上記4の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

別記「長野県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準」によります。ただし、本件入札は低入札価

格調査制度を適用しますので、総合評価点の最も高い者となった場合であっても、必ずしも落札者とならない場合があります。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased:
Cleaning service for the Nagano Prefectural Government buildings
- (2) Contract duration:
From April 1, 2016 until March 31, 2017
- (3) Place where the service takes place:
The Nagano Prefectural Government buildings and their premises
Address: 692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City, Nagano Prefecture
- (4) Contact point for the tender information;
(description/conditions/and other inquiries):
Property Utilization Division
General Affairs Department
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City,
Nagano Prefecture
TEL +81-26-235-7045(Japanese only)
- (5) Time limit and place for the tender (including mail delivery):
Time: 5:00pm, February 16, 2016
Place: Property Utilization Division
General Affairs Department
Nagano Prefectural Government
380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)
- (6) Time and place for the bid opening:
Time: 10:00am, February 24, 2016
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

別記

長野県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格及び価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

- (1) 入札者が提出した実績又は証明の内容及び入札価格について評価を行い、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
 - ア 入札書が無効でないこと。
 - イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) (1)において、総合評価点の最も高い者（低入札価格調査に

において、仕様書等に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、当該入札者のくじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

価格点	価格以外の評価項目及び評価点			合計
	技術評価	企業評価	小計	
92.0点	6.0点	2.0点	8.0点	100.0点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの財産活用課入札情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kyokyoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人高齢者・障がい者・地域6次産業化連携機構
- 3 代表者の氏名
小林 千春
- 4 主たる事務所の所在地
上田市仁古田500番地1
- 5 定款に記載された目的
機構は、主としてインターネットを駆使し、高齢者や障がい者らの自主的な起業を支援し、もって高齢者、障がい者らの収入増を図る。中山間地においては、高齢者の起業で、集落の持続を図る。
機構が支援する起業は、主として地域資源や不用物、再生可能エネルギーなどを活用し、地域ぐるみの産業の総合化の手法を執る。農水省所管第6次産業化の制度事業への反省を踏まえ、商品を実際に売り、再生産コストを確保するなど事業の継続支援に特化する。
機構は、さらに高齢者と障がい者らの日常生活に利便性を増す生活道具類の提案、生活コストの軽減化に結び着く情報提供などを行う。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人在宅医療支援センター信濃
- 3 代表者の氏名
瀬戸口 将
- 4 主たる事務所の所在地
松本市渚3丁目5番41-3号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、病気・障害をもった方が、合併症の予防や社会復帰のために、より安心して在宅医療を選択できるよう、情報提供、広報活動を行う。

また、在宅医療を必要とする患者及び家族に対して、健常者に近い日常生活を送るため、不便に感じていることのお手伝いや困りごとの相談などの生活応援業務を行い、地域社会で幸せに自立した生活ができるよう暮らしの質の向上に寄与することを目的としている。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆうあい
- 3 代表者の氏名
岩崎 興治
- 4 主たる事務所の所在地
長野市上松2丁目27番2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会を迎え、高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送れるように、その人の尊厳を支えるケアを基本に、身体ケア、認知症高齢者に対応したケアを行い、被介護者、家族及びその地域に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人パウル会
- 3 代表者の氏名
唐沢 彦三
- 4 主たる事務所の所在地
上高井郡小布施町大字小布施851番地の5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ミスパウル（新生病院第二代看護師長）を象徴とするカナダミッション（カナダ聖公会の宣教師団）の志に習い、高齢者及びその他助けを必要としている人々に対して、介護・福祉・医療の連携したサービスに関する事業を行うことにより、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク1
諏訪市沖田町13-6 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社OPA
東京都江東区東陽2-2-20
- 3 変更する事項
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライトオン	午前10時	午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライトオン	午前10時	午後9時

- 4 変更年月日
平成26年9月1日
- 5 届出年月日
平成27年12月17日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年1月7日から平成28年5月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク2
茅野市中沖11-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社OPA
東京都江東区東陽2-2-20
- 3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	238台	238台
2	195台	195台
3	208台	208台
4	11台	11台
5	18台	18台
6	25台	25台
7	23台	23台
8	9台	-
9	17台	17台
10	40台	40台

11	41台	41台
12	35台	35台
13	14台	36台
合計	874台	887台

(注) 位置は届出書の図面のとおり

- (2) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー	午前10時	午前0時
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	午前10時	午後8時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー	午前10時 (日曜日午前9時30分)	午前0時
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	午前10時	午後9時

- 4 変更年月日
平成17年11月1日ほか
- 5 届出年月日
平成27年12月17日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年1月7日から平成28年5月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社パルコ松本店

松本市中央1-10-30ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社パルコ
東京都豊島区南池袋1-28-2

3 変更する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

	収容台数
1	164台
2	148台
3	95台
4	25台
5	9台
6	11台
7	42台
8	113台
9	92台
10	97台
11	70台
12	96台
合計	962台

(変更後)

	収容台数
1	164台
2	190台
3	95台
4	25台
5	9台
6	11台
7	113台
8	92台
9	97台
10	70台
11	96台
合計	962台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	14	12
出口	14	12

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- 4 変更年月日

平成26年10月9日

- 5 届出年月日

平成27年12月22日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成28年1月7日から平成28年5月9日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田店

上田市大字小泉高田715-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

- 3 変更事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

4 変更年月日

平成28年2月16日

5 届出年月日

平成27年11月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年1月7日から平成28年5月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人非持	伊那市長谷非持4258-1	伊那市長谷非持1311ほか92筆
農事組合法人らいふ	伊那市高遠町下山田643	伊那市高遠町小原152ほか59筆
竹内 政宏	伊那市高遠町小原677	伊那市高遠町小原191ほか14筆
小松 平一	伊那市高遠町下山田1350	伊那市高遠町下山田1010-1ほか160筆
町田 晶	伊那市美篤4109-8	伊那市高遠町下山田1102ほか1筆
丸山 良己	伊那市高遠町上山田396	伊那市高遠町下山田127ほか6筆
林 英之	駒ヶ根市赤穂7302	駒ヶ根市赤穂7010ほか4筆
農事組合法人大盛堂生産農場	駒ヶ根市下平2934-260	駒ヶ根市下平5742ほか6筆
加藤 久志	駒ヶ根市赤穂4664	駒ヶ根市下平597-3ほか2筆
加藤 忠志	駒ヶ根市赤穂4385-2	駒ヶ根市赤穂11443ほか3筆
境澤 富衛	駒ヶ根市赤穂12791	駒ヶ根市赤穂11330-7ほか2筆
塩澤 紀雄	駒ヶ根市経塚5-3	駒ヶ根市下平625-6
農事組合法人下在南部生産組合	駒ヶ根市東町3-12	駒ヶ根市下平597-2ほか4筆
村澤 宏典	駒ヶ根市赤穂11686	駒ヶ根市赤穂11649-1ほか5筆
田畑 伊三郎	伊那市小沢7505	上伊那郡南箕輪村字戌亥原1224-3ほか9筆
農事組合法人内田営農	松本市大字内田2195-2	松本市大字内田字向井1713ほか8筆
山村 英男	松本市村井町南1-13-32	松本市大字笹賀2087ほか1筆
有限会社アグリランド松本	松本市南松本1-2-16	松本市寿北四丁目266ほか36筆

村上 浩司	松本市大字笹賀4745	松本市大字笹賀4713ほか1筆
三澤 重洋	下伊那郡豊丘村大字河野6662	下伊那郡豊丘村大字神稲2823ほか4筆
宮下 ちほみ	下伊那郡豊丘村大字河野5443	下伊那郡豊丘村大字神稲2824-2ほか3筆
武田 正雄	下伊那郡豊丘村大字河野5636	下伊那郡豊丘村大字神稲2849ほか9筆
小椋 正紀	下伊那郡豊丘村大字河野5506-3	下伊那郡豊丘村大字神稲2831ほか5筆
武田 陽二	下伊那郡豊丘村大字河野5422	下伊那郡豊丘村大字神稲2830ほか8筆
田島 康嘉	下伊那郡豊丘村大字河野5373	下伊那郡豊丘村大字神稲2829ほか5筆
越野 信義	下伊那郡豊丘村大字神稲1938-1	下伊那郡豊丘村大字神稲2842
福島 昭治	下伊那郡豊丘村大字河野5248	下伊那郡豊丘村大字神稲2828ほか4筆
田島 豊	下伊那郡豊丘村大字河野5372	下伊那郡豊丘村大字神稲2847ほか4筆
吉川 俊男	下伊那郡豊丘村大字河野739	下伊那郡豊丘村大字河野1356-1ほか6筆
松下 好男	下伊那郡豊丘村大字河野647	下伊那郡豊丘村大字河野1343ほか1筆
唐沢 裕輔	下伊那郡豊丘村大字河野763-1	下伊那郡豊丘村大字河野1331-1ほか12筆
伊藤 俊彦	下伊那郡豊丘村大字河野1192	下伊那郡豊丘村大字河野4468-390
丸山 恒夫	下伊那郡豊丘村大字神稲507	下伊那郡豊丘村大字神稲1869-1ほか1筆
株式会社井筒ワイン	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原1298-187	塩尻市大字洗馬字岩垂原7699-1ほか1筆
高沢 正浩	安曇野市豊科4148	安曇野市豊科1345-3ほか9筆
小口 茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高2062ほか2筆
曾根原 卓	松本市今井2890-3ディアス美野101	安曇野市穂高有明9334ほか2筆
飯沼 正明	安曇野市穂高有明5376-1	安曇野市穂高有明5407-4ほか3筆
寺島 宗一	安曇野市穂高牧1028	安曇野市穂高牧882-1ほか7筆
農事組合法人宮澤ファーム	安曇野市三郷明盛3002	安曇野市三郷明盛3056-1ほか12筆
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字小丸山1263-1ほか25筆
池田 大光	中野市大字新野109	中野市大字壁田字谷地1434ほか3筆
宮澤 厚子	中野市大字豊津315-1	中野市大字豊津字対面所459ほか10筆
清野 友之	中野市大字豊津2382	中野市大字豊津字袖山1836ほか1筆
風間 和明	中野市大字豊津2277	中野市大字豊津字飛山2129-1ほか1筆
合同会社小滝プラス	下水内郡栄村大字塚6114-1	下水内郡栄村大字塚字小滝6081-1ほか76筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成28年1月7日

農村振興課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県会計局契約・検査課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所(名称及び所在地)
アズサイエンス(株)
長野県松本市村井町西2-3-35
- 5 落札金額
27,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年9月24日

契約・検査課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
数値制御レーザー加工機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県会計局契約・検査課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月3日
- 4 落札者の氏名及び住所(名称及び所在地)
岡谷酸素(株) 伊那営業所
長野県上伊那郡箕輪町福与1036
- 5 落札金額
28,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年10月22日

契約・検査課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年1月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

F A制御総合実習装置 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県会計局契約・検査課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所(名称及び所在地)
関東物産(株) 長野営業所
長野県諏訪市沖田町3-15
- 5 落札金額
41,688,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成27年11月9日

契約・検査課

公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年1月7日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

理事

新任

氏名	住所
上條重幸	東筑摩郡山形村5338番地

退任

氏名	住所
村上昭秀	東筑摩郡山形村6268番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年1月7日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

- 1 許可番号
平成27年3月19日 長野県上小地方事務所指令26上小地建第7-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市林之郷字久保530-1の内、538-2の内、539-1、540の内、540番地先(第2工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市古里2055-9
ルートイン開発株式会社 代表取締役 永山勝利

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年1月7日

長野県松本地方事務所長 池田 秀幸

1 許可番号

平成27年10月16日 長野県指令27都第30-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字床尾2295-1、2296-1、2297-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘郷原1764-163 ココ・フローリアⅡ107号

古畑 祐介

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年1月7日

長野県北信地方事務所長 田中 功

1 許可番号

平成27年12月24日 長野県北信地方事務所指令27北信地建第13-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字一本木字桜木7-3、7-3先、20-1、21-1、21-1先、21-2、22-3、22-5、22-6、22-9、22-10、22-13の内、22-14、22-15、22-16、22-17、30-1、30-1先、33、34、34先、36、41-1、42、字宮前225-4、225-5、227-5、231-1の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦1-2-1

NTTファイナンス株式会社

代表取締役社長 前田 幸一

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出がありました。

平成28年1月7日

長野県公営企業管理者 小林 利弘

名称	所在地	休止年月日
有限会社ミツツ設備	長野市川中島町御厨1873番地	平成27年12月15日

企業局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年1月7日

長野県警察本部長 尾崎 徹

1 落札に係る特定役務の名称

航空機2,400時間及び4年点検等並びに耐空証明検査受検点検

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成27年11月30日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

(2) 所在地 東京都港区六本木6-10-1

5 落札金額

243,324,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年11月5日

会計課

正 誤

平成27年12月24日付け長野県規則第61号「児童福祉法施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所)

誤

正

23

左側下から4

長野県規則第61号

長野県規則第61号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

こども・家庭課